

豊かさ共創スリーアップ推進調査業務委託  
「公募型プロポーザル方式」  
企画提案募集要項

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続きを実施します。

山梨県知事 長崎 幸太郎

令和6年8月27日

## 1 業務の目的

令和5年3月に策定された「やまなしキャリアアップ・ユニバーシティ構想」に基づき、労使が共益関係を育む中で、働き手のスキルアップを企業の収益アップ、その収益の一部を賃金アップに繋げる好循環である「スリーアップ」の実現に向けて、令和5年10月に「豊かさ共創スリーアップ推進協議会」を設立し、県内企業の参加を促しているところである。

本業務では、スリーアップの理念に賛同し豊かさ共創スリーアップ推進宣言を行った企業に対し、スリーアップの取り組みを促すため、現在の取組状況や従業員のスキルアップに必要な講座のニーズなどを調査する。

併せて、豊かさ共創スリーアップ推進宣言を行っていない企業のスリーアップの取り組みへの障壁事由を調査し、課題等を把握することにより、必要な支援策立案の基礎資料とする。

## 2 業務の内容

### (1) 名称

豊かさ共創スリーアップ推進調査業務委託

### (2) 委託内容

別紙「豊かさ共創スリーアップ推進調査業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)による。

### (3) 委託料上限額

金3,960,000円(消費税及び地方消費税を含む)

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、委託業務に係る全ての経費を含む。

### (4) 契約期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

### 3 企画提案に係る日程

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| (1) 募集開始        | 令和6年8月27日(火)       |
| (2) 質問票受付期限     | 令和6年9月2日(月) 17時必着  |
| (3) 参加申込書提出期限   | 令和6年9月3日(火) 17時必着  |
| (4) 参加資格確認結果通知  | 令和6年9月5日(水) 予定     |
| (5) 企画提案書提出期限   | 令和6年9月13日(金) 17時必着 |
| (6) プレゼンテーション審査 | 令和6年9月19日(木) 予定    |
| (7) 審査結果通知      | 令和6年9月24日(火) 予定    |

### 4 企画提案の参加資格

企画提案への参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (4) この企画提案募集開始の日から企画提案審査の日までの間に「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成23年4月1日)」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成10年4月1日)」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。
- (5) 県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。
- (6) 平成26年度以降において、国、地方公共団体、公益法人からの同種又は類似の業務を受託した実績を有する者であること。
- (7) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (8) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和3年山梨県告示第67号)に定める競争入札に参加することができる者又は名簿に登載見込みの者であること。

### 5 企画提案への参加手続等

- (1) 企画提案への参加申込み

- ① 提出書類

次のアからウ及びオ〜ケを各1部、エを5部提出すること。

- ア 参加申込書(様式1)
- イ 誓約書(様式2)
- ウ 役員名簿(様式3)
- エ 会社概要等のパンフレット類
- オ 履歴事項全部証明書
- カ 貸借対照表及び損益計算書(直近の決算 写し可)

(ただし、個人の場合は、直近に税務署へ提出した所得税青色申告決算書又はその他確定申告)

キ 国税納税証明書(未納の税額がないことの証明)

ク 山梨県税納税証明書(未納がない旨の証明)

※オ・キ・クは、書類受付日から3ヶ月以内に発行されたもの

※ただし、物品等入札資格者名簿に登載されている場合は、競争入札参加資格通知書(写)を添付すること。この場合において、ア及びエ以外の提出は不要とする。

② 参加申込書の提出期限

令和6年9月3日(火) 17時まで

提出は、平日の9時から正午まで及び13時から17時までとする。

平日とは、山梨県の休日を定める条例(平成元年3月27日条例第6号)に定める県の休日を除く日とする。(以下同じ。)

③ 提出先

山梨県多様性社会・人材活躍推進局労政人材育成課労政担当(担当:石原、武藤)  
〒400-8501

山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁別館3階

電話番号 055-223-1561(直通)、055-237-1111(代表) 内線 4803

④ 提出方法

書類提出は、持参または郵便によるものとし、②で記載している期限までに提出先必着のこと。

⑤ その他

郵送により提出書類を受け付けた場合には、事務局(12問合わせ先)から電話で確認の連絡を行うので、送付後2日以内(土曜・日曜日を除く)に連絡がない場合には、事務局に問い合わせること。

(2) 参加資格審査

「4 企画提案への参加資格」の要件を満たしているか確認する。

確認の結果は、各参加申込者に別途通知する。

(3) 参加表明後の辞退

参加表明後に企画提案書類の提出を辞退する場合は、「辞退届出書」(任意)によるものとし、企画提案書の提出期限までに提出すること。

なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはない。

## 6 企画提案に係る質問

(1) 質問方法及び送付先

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問票(様式4)に記載の上、電子メールにて次の2名のアドレスに送信すること。

山梨県多様性社会・人材活躍推進局労政人材育成課 労政担当 石原・武藤

・メールアドレス

石原：ishihara-yxa@pref.yamanashi.lg.jp

武藤：mutou-pcha@pref.yamanashi.lg.jp

メールの件名を「豊かさ共創スリーアップ推進調査業務委託企画提案公募に関する質問」とし、電話にて事務局にメールの受信確認を行うこと。

## (2) 受付期間

令和6年8月27日（火）から9月2日（月）17時まで

## (3) 質問に対する回答

令和6年9月3日（火）までに質問者へ電子メールで送付及びホームページに掲載する。電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係ない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合は回答しないことがある。

## 7 企画提案書・見積書の提出

### (1) 企画提案書・見積書の提出

企画提案書は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

#### ア 企画提案書

- ・企画提案書（様式特になし）に、次のような書類を作成し添付すること。
- ・A4版両面印刷、縦型、横書き、左綴じ（A3版折込可）、ページ数制限なし
- ・日本語表記で12ポイント以上
- ・企画提案書には仕様書に基づき、業務スケジュール、実施体制、具体的な調査項目、実施方法等を記載すること。
- ・仕様書に記載されていない事項であっても、業務の推進・目的達成のために必要と認められる事項については、2（3）委託料上限額の範囲内で、積極的に提案すること。
- ・できる限り別紙「豊かさ共創スリーアップ推進調査業務委託に係る審査の基準」（以下「審査基準」という。）の項目に沿って企画提案書の作成とプレゼンテーションを行うこと。また、特徴や追加提案や独自のアイデア等がある場合は、わかりやすく記載すること。

#### イ 見積書

- ・見積額は「一式」ではなく、項目ごとに記載すること。（人件費、通信費、消耗品費、旅費等）。
- ・見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を基準に契約の協議を行うので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除いた金額を見積書に記載すること。

### (2) 提出書類

- ① 企画提案書かがみ（様式5）

- ② 企画提案書（任意様式）
- ③ 類似業務実績報告書（様式6）
- ④ 見積書（任意様式）
- (3) 提出部数
  - 5部（正本1部、副本4部）
  - ※パンフレット等の添付書類がある場合は、別綴りとする。
- (4) 提出期限
  - 令和6年9月13日（金）17時（必着）
  - なお、受付は平日の9時から正午まで及び13時から17時まで
- (5) 提出方法
  - 持参又は郵送（提出期間内必着）とする。
- (6) 提出先
  - 山梨県 多様性社会・人材活躍推進局 労政人材育成課 労政担当
  - 所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県庁別館3階
  - 電話 055-223-1561（直通）、055-237-1111（代表） 内線4803
- (7) その他
  - ・郵送により企画提案書を受け付けた場合には、事務局から電話で確認の連絡を行うので、郵送後2日以内（土曜・日曜日・祝日を除く）に連絡がない場合には、事務局に問い合わせること。
  - ・提出期限後における企画書の再提出、差し替えは一切認めない。

## 8 審査、選定方法等

- (1) 審査
  - 企画提案審査は、審査基準に基づき、山梨県公募型プロポーザル方式事業者選考等委員会・豊かさ共創スリーアップ推進調査業務委託事業者選考審査会（以下「審査会」という。）が非公開で行う。
- (2) 審査の実施
  - 企画提案書の内容について、プレゼンテーションの機会を設けることとする。
  - プレゼンテーションは企画提案書の内容を審査委員に説明し、審査委員の質問に回答する形式で行うものとする。この際、企画提案書と関係のないことは説明できない。
  - また、当日の追加資料は認めない。
- (3) 選定方法
  - ① 審査会は、審査基準に基づき、企画提案ごとに審査委員の評価点を集計し、その評価点の合計が最も高い企画提案書を提出した提案者を委託先候補者として選定する。得点が同点の者が生じた場合は、審査会において協議の上、順位を決定する。  
ただし、審査委員の2名以上が評価点2点未満（配点10点の項目は4点未満）とした評価項目が1つ以上ある場合または審査点が45点未満の場合は順位にかかわらず委託候補者とししない。  
なお、提案者が1者の場合であっても同様に審査を行い、業務を適切に実施できると判断した場合は、当該提案者を委託先候補者として選定する。
  - ② 企画提案審査は、提出のあった企画提案書と見積書をもとに、プレゼンテーショ

ン（20分）と質疑応答（10分）により行うが、提案者数によっては、時間を短縮する場合がある。また、企画提案の説明及び質疑への応答は、主担当者となる者が行うこととし、会場への入室者は2名以内とする。

- ③ 審査会の日時及び場所等は、以下のとおり予定しているが、詳細は企画提案書提出者宛別途連絡をするものとする。

ア 実施日 令和6年9月19日（木）※時間は別途通知する。

イ 実施場所 山梨県庁内

ウ その他

- ・提案説明者は、実施体制表に記載した者のうち主担当になる者が行うこと。
  - ・プロジェクター及びスクリーンは山梨県で用意するが、自前のプロジェクターの持込みも可能。また、プロジェクターの使用は任意とする。
  - ・プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外する。
- なお、応募多数の場合は、書面による一次審査を実施する場合がある。

## 9 審査結果の通知

- (1) 審査結果については、選定・不選定にかかわらず書面により通知するものとする。

- (2) 企画提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の企画提案は無効とする。

- ① 企画提案に参加する資格のない者が提案したとき
- ② 所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき
- ③ 同一人が2件以上の企画提案をしたとき
- ④ 企画提案に関してその他不正の行為があったとき
- ⑤ 見積書の金額が不明な企画提案をしたとき
- ⑥ その他、指示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

- (3) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、企画提案は無効とする。

ア 本募集要項に定める手続き等に合致しない場合

イ 提案に関する談合、提出書類の虚偽記載、その他の不正行為があった場合

## 10 契約の締結等

- (1) 8により選定された提案者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続きを行う。

- (2) 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。

- (3) 契約については、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。

## 11 その他

- (1) 提出された企画提案書は返却しない。なお、県は提出された書類について、本企画提案以外の目的で提案者に無断で使用しない。

- (2) 企画提案に要する一切の経費は、提案者負担とする。

- (3) 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

## 1 2 問い合わせ先

山梨県 多様性社会・人材活躍推進局 労政人材育成課 労政担当 石原、武藤

所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県庁別館3階

電話 055-223-1561 (直通)、055-237-1111 (代表) 内線 4803

メールアドレス 石原：ishihara-yxa@pref.yamanashi.lg.jp

武藤：mutou-pcha@pref.yamanashi.lg.jp

※メールで問い合わせる場合は、担当者2名に送付すること